

殿二校区コミュニティ協議会会則

(目的)

第1条 本会は校区における住民の連帯意識を高揚するとともに、コミュニティの発展と福祉の増進を図り、住みよい町づくりを進めることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会を殿二校区コミュニティ協議会（以下「本会」という。）と称する。

2 事務局を会館との二内に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、校区の住民と協働して、次の事業を行う。

- (1) 構成員相互の情報交換と連携及び広報活動に関する事
- (2) 地域の生活環境の整備、改善に関する事
- (3) 福祉、文化、スポーツ、レクリエーション等の活動に関する事
- (4) 各部会等の実践的取り組みに関する事

(構成員)

第4条 本会は、次の各号に掲げる団体で構成する。

- (1) 殿二校区連合自治会
- (2) 殿二校区内の各自治会
- (3) 殿二校区体育振興会
- (4) 殿二校区福祉委員会
- (5) 殿二校区自主防災会

2 本会は、前項各号に掲げる団体の代表者及び各団体から選出された者、並びに各団体の委員等の経験者等を委員として組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 4名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 総括会計 1名

2 議長は、第4条第1項第1号に定める校区連合自治会の代表者とする。

3 会長は、総会において選出する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する者1名と、第4条第1項第3号から第5号に定める構成団体（以下「構成三団体」という。）の代表者とする。

5 事務局長及び総括会計は、委員の中から会長が指名する。

6 会長、会長が指名する副会長、事務局長及び総括会計の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員に伴う補充の場合は、前任者の残任期とする。

7 他の役員の任期は、構成団体の会則、規約等の定めに従う。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 議長は、本会の事業を代表し、会長の諮問に応じて必要な助言を行う。
- (2) 会長は、本会の会務を代表する。
- (3) 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときは、会長が指名する副会長がその職務を代行する。
- (4) 事務局長は、本会の事務事業全般を司る。
- (5) 総括会計は、本会の会計を処理する。

(会計監査)

第7条 本会の会計を監査するため、会計監査を置く。

- 2 会計監査は、2名とする。
- 3 会計監査は、自治会の代表者の中から議長が指名する。

(顧問及び参与)

第8条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、会長経験者及び枚方市議会牧野議員団所属議員とする。
- 3 参与は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて必要な助言を行うとともに、会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問及び参与の任期は、特に定めない。それぞれの辞任申し出により、退任する。

(事務局及び部会)

第9条 本会の事務事業を行うため事務局と次の部会を置く。

- (1) 防犯・交通対策部会
- (2) 会館部会
- (3) 機関紙部会
- 2 各部会に部会長と会計を置き、委員の中から事務局長が指名する。
- 3 事務局に所属する委員は事務局長が、各部会に所属する委員は各部会長が指名する。

(総会)

第10条 本会の重要事項を審議するため、最高決議機関として総会を置く。

- 2 総会は、委員及び会計監査をもって構成する。
- 3 総会は、原則として年1回開催することとし、会長が招集する。
- 4 総会は、構成員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、委任状は出席とみなす。
- 5 総会の議長は、出席した構成員の中から選任する。
- 6 事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、会長の選任及びこの会則の改正は、総会の審議事項とし、出席した構成員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(役員会)

第11条 本会の運営に必要な事項を審議するため、役員会を置く。

- 2 役員会は、役員及び自治会の代表者をもって構成する。
- 3 会長は、必要に応じて、部会長その他の委員を出席させることができる。
- 4 役員会は、定期的開催するほか、必要に応じて会長が招集する。
- 5 役員会は、構成員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、構成員

は、他の者をもって代理出席させることができる。

6 役員会の議長は、会長が務める。

7 総会に提出する議案及び本会の運営に必要な案件は役員会の審議事項とし、出席した構成員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は、会長がこれを決する。

8 緊急を要する案件については、第2項及び第5項の規定に関わらず、役員のみ出席をもって役員会を行うことを妨げない。この場合、第5項及び第7項の規定中、「構成員」を「役員」と読み替える。

(実行委員会)

第12条 校区全体の行事の検討と実行を行うため、実行委員会を置く。

2 実行委員会は、役員会の構成員に加え、議長が必要と認める者で構成する。

3 実行委員会は、議長が必要と認めるときに招集する。

(事務局会議)

第13条 本会と構成三団体の事業調整などを行うため、事務局会議を置く。

2 事務局会議は、事務局長、総括会計、各部会長と構成三団体から選出された委員をもって構成する。ただし、会長及び副会長が参加することを妨げない。

3 事務局会議は、定期的に開催するほか、必要に応じて事務局長が招集する。

(委員等の推薦)

第14条 枚方市その他の公共団体等から本会に対して委員等の推薦依頼があった場合、会長は、関係する副会長にその推薦を指示する。副会長は、あらかじめ選考基準を定めた上で、推薦委員会、選考会議等の手段により校区住民の中から適任者を選考する。

2 推薦を行った委員等の役職及び氏名は、役員会に報告する。

(会計)

第15条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月31日をもって終了する。

(弔慰金)

第16条 役員及びその配偶者の弔事の場合は、弔旗を供え、弔慰金(壱万円)を拠出する。供花の場合は、弔慰金相当とする。

付 則

この規定は、平成2年7月16日から施行する。

改正後の規定は、平成15年7月5日から施行する。

改正後の規定は、平成16年5月30日から施行する。

改正後の規定は、平成17年6月4日から施行する。

改正後の規定は、平成18年5月28日から施行する。

改正後の規定は、平成19年5月20日から施行する。

改正後の規定は、平成24年5月27日から施行する。

改正後の規定は、平成28年5月28日から施行する。

改正後の規定は、令和3年5月22日から施行する。